

淨化槽推進室

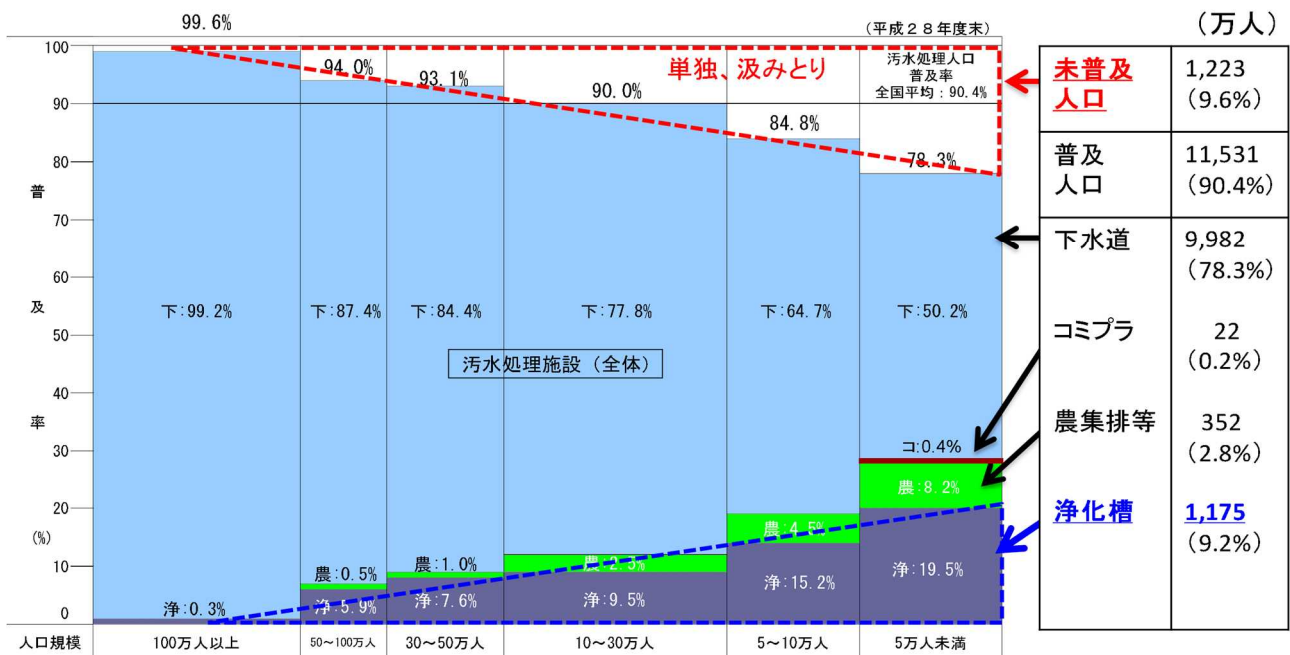
1. 浄化槽の設置整備・維持管理の現状

(1) 浄化槽の設置整備の現状

汚水処理人口普及率は、平成28年3月末現在で90.4%であるが、人口100万人以上の大都市では99.6%であるのに対して、人口5万人未満の中小市町村では78.3にとどまっております、地域格差が顕著となっております。

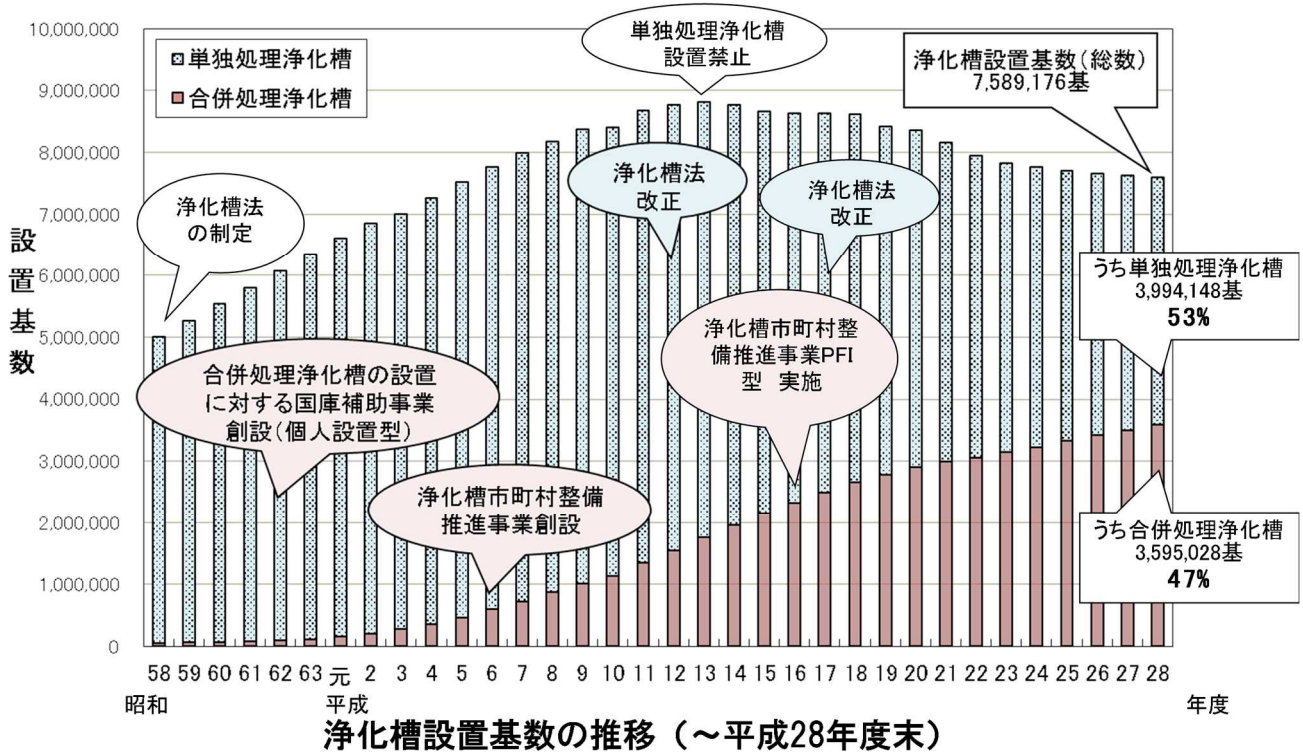
浄化槽は、一般に、中小市町村に多い人口散在地域において、少ない費用で短期間に設置できる特長を有する、効率的な汚水処理のシステムである。また、汚水処理施設の未整備地域には、人口減少等により、現在は人口密度の高い地域であっても、将来は人口密度が低い状況になり得る地域も多く存在する。このため、個別分散型施設であることから比較的容易に地域の計画を適正規模に変更できる浄化槽は、今後の汚水処理システムの普及の観点から、その役割はますます大きくなっていくものと考えられる。

また、浄化槽は、低コストかつ短期間で設置できる個別分散型施設としての特性を生かした防災対策・災害対応等の役割にも期待されている。



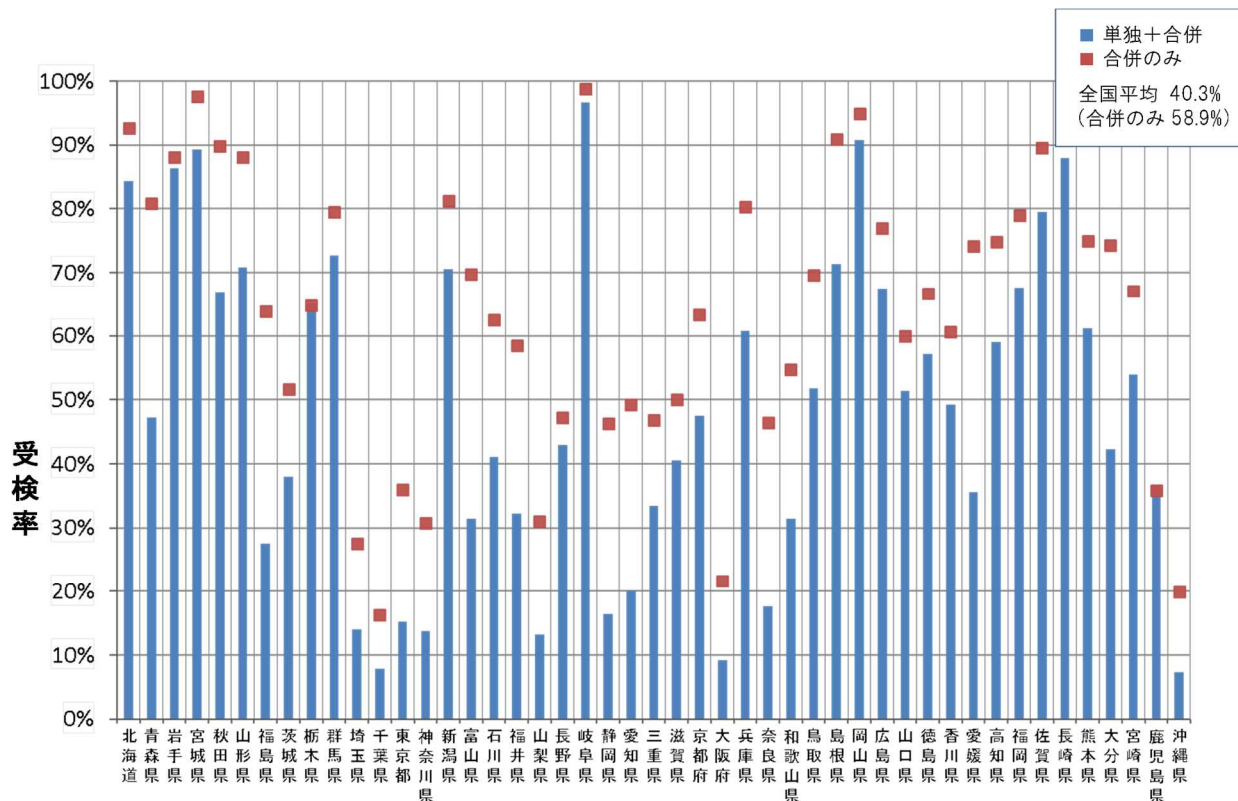
都市規模別汚水処理人口普及率（平成28年度末）

※東日本大震災の影響で調査不能な10市町村を除いた値。

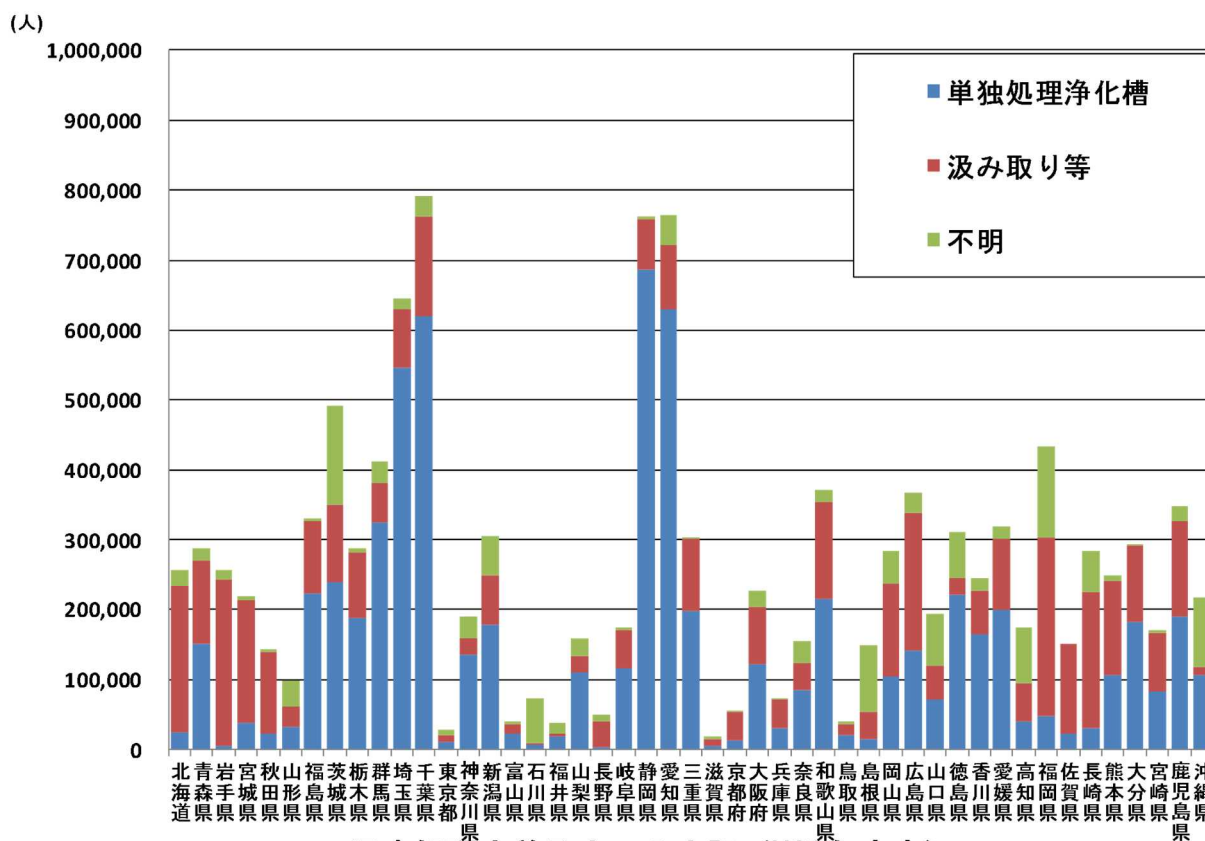


（2）浄化槽の維持管理の現状

平成17年度の浄化槽法改正等による浄化槽を取り巻く環境の変化により、浄化槽は生活環境の保全及び公衆衛生の向上への寄与という点で、下水道と同等の生活排水処理施設と認知されるようになった。しかしながら、平成12年より原則新設禁止となった単独処理浄化槽が未だに浄化槽の全設置基数のうち約53%（平成28年度末時点）を占め、浄化槽法第11条の定期検査の受検率が全国平均で約40.3%（平成28年度末時点、合併処理浄化槽に限れば約58.9%）という現状である。このため、浄化槽の整備促進や適正管理の確保の観点から、単独処理浄化槽の転換促進を始めとする浄化槽の更なる整備促進の方策や、浄化槽台帳を活用した法定検査の受検率向上を始めとする維持管理体制の強化に向けた普及啓発・促進方策について検討する必要がある。



法定検査受験率の状況(平成28年法定検査末)



汚水処理未普及人口の内訳 (H28年度末)

2. 平成 30 年度整備関連予算について

(1) 概要

平成 30 年度の浄化槽整備関連予算として、環境省の循環型社会形成推進交付金は、前年度同額である約 94 億円が計上されるとともに、内閣府の地方創生推進交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金）に約 1,000 億円の内数が計上されたところである。各都道府県においては、これらの交付金等について、その特徴や地域特性を考慮し、積極的に活用するよう管内市町村への周知等、御協力をよろしく願います。浄化槽に加え、公共下水道、集落排水施設の整備を併せて実施する市町村においては、汚水処理施設の効率的な整備を図る観点から地方創生推進交付金を積極的に活用するよう周知いただきたい。

また、二酸化炭素排出抑制事業費等補助金については、平成 30 年度より新たに旧構造基準の 101 人槽以上の既設合併処理浄化槽の転換についても対象とし、16 億円が予算計上された。この制度は、民間企業のみならず地方公共団体が所有する浄化槽も対象になるものであり、庁舎、学校、宿舎等の老朽化した浄化槽の交換に活用することが考えられるので庁内の関係部署や管内の市町村にも周知いただきたい。

(2) 国の支援措置の充実・強化のための助成制度の見直し等

○個人設置整備事業・市町村整備推進事業に係る助成内容の要件緩和、新事業の創設
以下について交付金の要件緩和、新事業の創設を行い、地域の実情に合った支援制度となるよう実施要綱の改正を行った。

・計画期間内整備基数を定めることによる市町村設置型の基数要件緩和【市町村設置】
汚水処理事業の最適化、単独転換の加速化等のため、市町村設置型事業を推進している。しかし、年間整備基数の要件（20 世帯以上）を満たせなかった場合、年度当初の交付決定は取り消され、全額が地方負担になることで、市町村設置型着手を躊躇させている。

そこで、市町村設置型の基数要件を撤廃し、循環型社会形成推進地域計画の計画期間内（5～7 年）での基数要件（期間内に 100 戸以上）について定めることで、自治体の市町村設置型事業の利用を促進する。

・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業の創設【個人設置・市町村設置】

新たに全国の防災拠点施設に設置された単独処理浄化槽（汲み取り槽含む）から合併処理浄化槽への転換を補助対象とする事業を創設した。

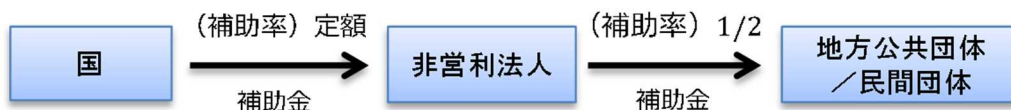
浄化槽市町村整備推進事業においては、従来の公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に防災拠点の浄化槽整備にも支援を拡充して公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業として組み替えて実施する。

○二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業）
の対象範囲拡大

平成 29 年度より既設の大型浄化槽の機械設備を省エネ改修することにより、温室効果ガスの排出削減に大きく寄与するとともに、老朽化した浄化槽の長寿命化を図ることを目的として既設合併処理浄化槽にかかる、省 CO2 型の高度化設備（高効率ブロワ、インバータ制御装置等）の導入・改修費について補助を行っている。29 年度は 101 人槽以上を対象としていたところ、30 年度より 51 人槽以上に引き下げる要件緩和を行った。また、旧構造基準に基づき設置された 101 人槽以上の大型合併処理浄化槽（ブロワを使用するものに限る）における、構造の刷新やコンパクト化によって高い省エネルギー効果が見込まれるような浄化槽本体の交換事業についても補助の対象とした。従来の制度と同様に、地方公共団体が所有する浄化槽についても対象となる。

- ・事業実施期間：平成 29 年度～平成 33 年度
- ・助成率：1/2
- ・補助対象：地方公共団体、民間団体

事業スキーム



大型浄化槽 省エネルギーシステム導入支援


浄化槽設備では
浄化槽本体の入替え

大型浄化槽の
機械設備の例

<高効率ブロワ>



<インバータ制御装置>



○高効率ブロワ等
○インバータ装置、
タイマー等の
省エネ運転設備
など



エネルギー起源CO₂の排出抑制

(3) 循環型社会形成推進交付金について

廃棄物等の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、国と地方が協働し、廃棄物・リサイクル施設の整備を推進する「循環型社会形成推進交付金」を平成17年度に創設し、平成30年度予算においては予算額約351億円、うち浄化槽分約94億円を計上したところである。この制度では、交付の対象となる地域は人口5万人以上又は面積400㎏以上の計画対象地域を構成する市町村となっているが、沖縄、離島、奄美諸島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認めた地域にある市町村を含む場合については人口又は面積に関わらず対象としているところである。

また、当該交付金は循環型社会の形成を進めるための幅広い施設を対象としているが、複数の施設ではなく、1施設（例えば浄化槽）のみでも対象としているところである。

当該交付金は市町村が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」（概ね5か年）に基づき実施される事業の費用に交付する仕組みとなっているが、浄化槽設置整備のみの計画については、従来の生活排水処理基本計画をもって地域計画に代わるものとして取り扱っているため、御留意頂きたい。

※平成28～30年度にかけて以下の事業を創設し、助成対象としているので積極的に御活用頂きたい。

- ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業
- ・公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業（市町村整備推進事業のみ）
- ・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業（浄化槽設置整備事業のみ）

循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）平成30年度予算額【単位：百万円】

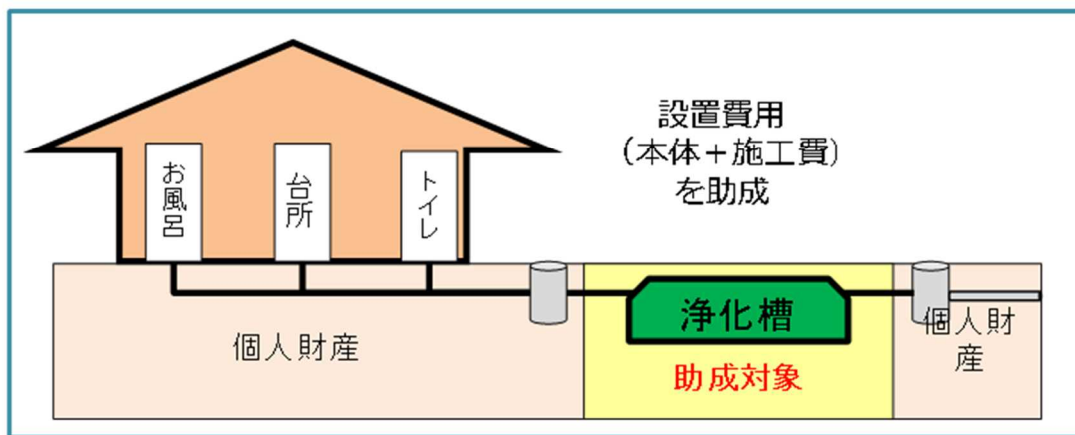
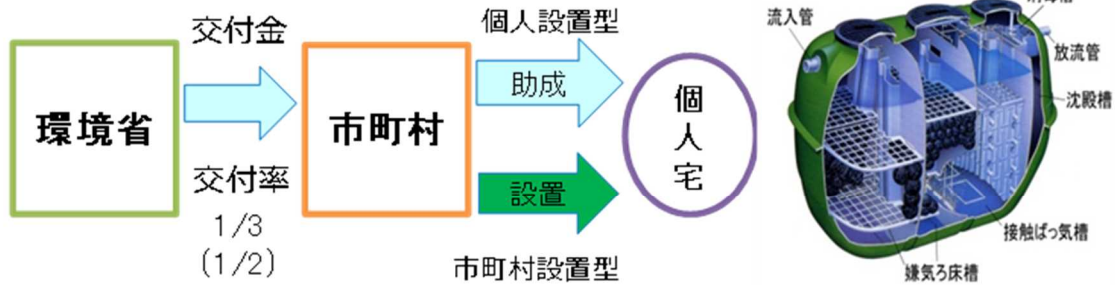
平成29年度	平成30年度	対前年度比
予算額	予算額	(%)
(9, 039)	(8, 916)	(98. 6)
8, 421	8, 421	100. 0

注：上段（ ）は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

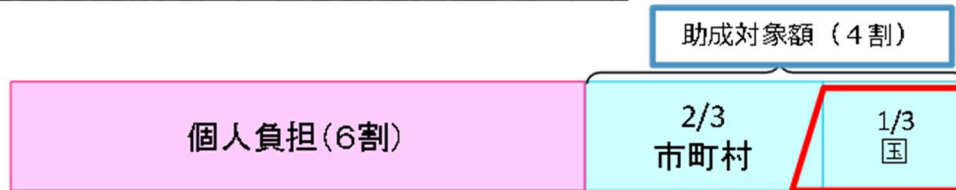
注：上記のほかに平成29年度補正予算（10億円）を計上

また、循環型社会形成推進交付金においては、新たな浄化槽事業計画策定の調査に要する費用を助成する「計画策定調査費」についても、活用することができる。

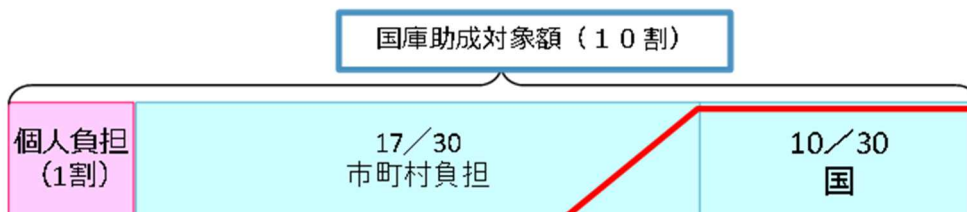
事業スキーム



○浄化槽設置整備事業(個人設置型)



○浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)



(4) 地方創生推進交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金）について

地方創生推進交付金は、「改正地域再生法」に基づき地方公共団体が作成する「地域再生計画」に対する支援措置である。平成17年度から実施されてきた地域再生基盤強化交付金から再編されたものであり、平成28年度からは地方創生を深化するため、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した自治体が、官民協働・地域間連携・施策間連携等による先導的な事業を「地域再生計画」に記載して認定を受けた場合、交付金を活用することができる。平成30年度は約1,000億円が内閣府に計上されている（浄化槽整備分はその内数となる）。

本交付金には、道整備交付金（市町村道、広域農道、林道）、汚水処理施設整備交付金（公共下水道、集落排水施設、浄化槽）、港整備交付金（港湾施設、漁港施設）という、類似施設を総合的に整備する事業に対して交付を受けることができる3種類の交付金がある。地方創生汚水処理施設整備推進交付金の交付を受けようとする自治体は、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、例えば、「まちづくり」や「定住促進」などの施策の一環として、「生活排水処理」を位置づけるとともに、公共下水道と浄化槽など2種類以上の汚水処理施設を組み合わせて整備する事業を地域再生計画に記載し、内閣府に提出し、認定を受けることにより本交付金の支援対象となる。

浄化槽整備の場合、助成対象、助成率などは、循環型社会形成推進交付金と基本的に同じであるが、本交付金では、実施にあたって施策効果を高めるためソフト事業との連携が期待されている。

本交付金のメリットとして、年度間での事業量変更や他の施設への交付金の充当が一定の範囲内で簡便にできるという点や、単年度ごとの国・地方の負担割合の調整が可能であり、各施設における交付金の充当率は計画期間全体で所定の割合となるよう調整することができるという点がある。

内閣府ホームページに交付要綱・要領などの関連資料が掲載されている。

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/souseikoufukin.html>)

また、地域再生計画策定にあたっては、内閣府地方創生推進室において事前相談を随時受け付けている。

各都道府県においては、浄化槽整備にあたって本交付金を積極的に活用頂けるよう、本制度の管内市町村への周知等、御協力をよろしく願います。

交付金の流れ

計画申請 ← → 計画認定



対象事業

地方創生汚水処理施設整備交付金

浄化槽

集落排水施設

公共下水道

地方創生道整備交付金

林道

市町村道

広域農道

地方創生港整備交付金

地方港湾

第1種・第2種漁港

(5) 東日本大震災復興交付金について

東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のための事業に対し、復興交付金による助成制度が創設され、基幹事業の一つとして浄化槽の復興事業も対象となっている。

復興交付金事業は、毎年度の事業実施に対し助成を行う「単年度事業型」と各市町村において復興事業実施のための基金造成に対し助成を行う「基金造成型」がある。詳細な事業要件等については、復興庁から既に通知されている制度要綱・事業要綱により確認されたい。（平成32年度まで継続）

3. 浄化槽の普及促進に向けた取組

今後の汚水処理施設の整備は中小市町村が中心となる中で、浄化槽は効率的に整備することが可能な汚水処理施設であると言えるが、これらの地域において、浄化槽の整備を面的に進めるためには、自治体による積極的な取組が不可欠である。

(1) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3に基づき、5年ごとに策定される。今般、2018年度から2022年度までの5ヶ年の廃棄物処理施設整備計画が閣議決定された。

浄化槽関連の記載について、新計画では、都道府県構想を踏まえた浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合、省エネ型浄化槽の導入によるCO2排出削減量を指標として設定している。

(2) 浄化槽整備計画の策定について

第四次廃棄物処理施設整備計画 ～浄化槽関連の記載概要～

指標及び目標と目標達成に向けた措置

浄化槽整備区域の普及

指標 : 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率
目標 : H29年度 50% → H34年度 70%

- 地域の特性を踏まえた下水道等との適切な役割分担の下、浄化槽の整備を連携して実施。
- 市町村設置型事業を推進し、PFI等の民間活用も積極導入。
- 公営企業会計の適用や適切な使用料徴収等による持続可能な事業を実施。
- 災害対応力を高めるため、浄化槽整備区域内の防災拠点となる公共施設や避難所において、自立的な用水確保したうえで単独転換を含む浄化槽の整備を推進。

(参考) 現行計画の目標: 浄化槽処理人口普及率 9%(平成24年度見込み)→12%(平成29年度)[実績ベース9.3%(平成28年度)]

単独転換の推進

指標 : 浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合
目標 : H29年度 62% → H34年度 76%

- 特に、老朽化した単独処理浄化槽を対象に宅内配管工事を含めた転換を推進。
- 公共が所有する単独処理浄化槽も率先して転換推進。
- 浄化槽台帳に法定検査等の結果等も反映、単独転換や浄化槽の管理向上に活用。

省エネ浄化槽整備の推進

指標 : 省エネ型浄化槽の導入によるCO2排出削減量
目標 : H29年度 5万トンCO₂ → H34年度 12万トンCO₂

- 先進的な省エネ型家庭用浄化槽の導入による省エネ化推進
- エネルギー効率の低い既存中・大型浄化槽の交換等により、省エネ化推進。

① 3省統一の都道府県構想策定マニュアルについて

適切な役割分担の下、効率的な汚水処理施設整備を行っていくための「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を国交省、農水省とともに平成26年1月に公表した。このマニュアルでは、今後本格的に人口減少が進み、居住の地域的偏在や世帯構成など居住形態の変化が見込まれることを踏まえ、地区ごとに今後の人口動態・分布の見通しや既存汚水処理施設の設置状況を考慮しつつ、当該地区に最も適した効率的かつ適正な整備手法となるよう検討し、平成26年度以降に都道府県構想の早急な見直しを行うことを求めている。環境省としては、このマニュアルが活用され、地域の実情を踏まえた上で、浄化槽が整備手法として適する地域において、積極的にその導入が進むことを期待している。

各地方公共団体におかれては、当該マニュアルを踏まえた都道府県構想の見直しと汚水処理整備の推進に関する取組を10年概成に向け加速させるようお願いする。
<参考資料>浄化槽サイト_持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルについて

<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/prefectures/manual.html>

② 浄化槽整備区域の設定の必要性

今後の汚水処理施設の整備の中心は人口の少ない地域であり、効率的な汚水処理を行っていく上で、浄化槽の果たすべき役割がますます重要になっている。しかしながら、全国で策定されている汚水処理施設の整備構想において、浄化槽により汚水を処理する区域を、下水道、農業集落排水施設等で処理する区域以外という消極的な設定としている状況がみられる。計画的に汚水処理の整備を推進していくにあたって、浄化槽の特性を活かし、汚水処理施設の未整備の早期解消に向け、浄化槽の整備区域を積極的に設定することが重要である。

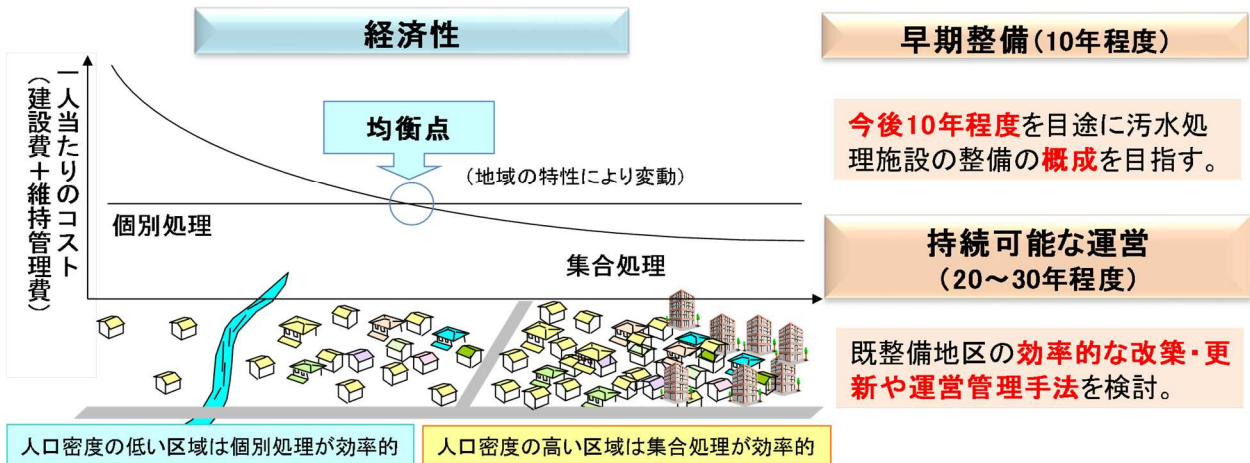
なお、浄化槽整備区域の設定に関連しては、以下の点に留意されたい。

都道府県構想の見直し

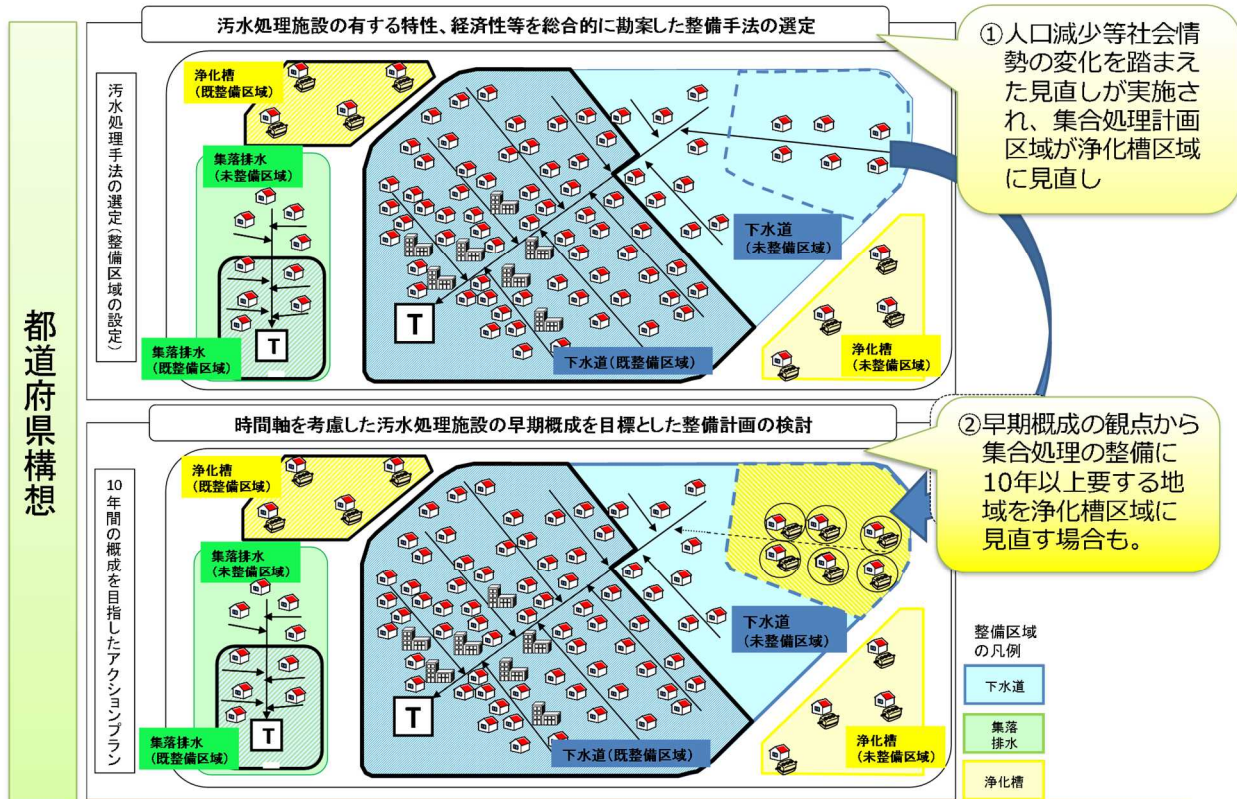
〇都道府県構想の目的

市街地のみならず農山漁村を含めた市町村全域において、各種汚水処理施設の整備並びに増大する施設ストックの長期的かつ効率的な運営管理について、地域のニーズを踏まえ、適切な役割分担の下、計画的に実施していくために、都道府県が市町村と連携して策定(平成7年の3省通知に基づく制度)。

【持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について(平成26年1月30日通知)】
⇒新マニュアルを踏まえ、アクションプランを含めた都道府県構想の平成26年度以降の早急な見直しを推進



期待される今後の浄化槽整備の方向性(例)



特に、集合処理から浄化槽に見直しを行った区域については、市町村設置型を実施することにより、住民の同意を得て事業を進めることが可能となる。

都道府県構想策定マニュアル要旨①

都道府県構想策定マニュアル

- 人口減少や厳しい財政事情等を踏まえ、都道府県構想の徹底した見直しを加速させるため、汚水処理を所管する国土交通省、農林水産省、環境省の3省統一して作成した初のマニュアル。

- ①時間軸の観点を盛り込み、中期(10年程度)での早期整備と共に、長期(20～30年)での持続的な汚水処理システム構築を目指す。
- ②中期的なスパンとしては、汚水処理施設の未整備区域について、汚水処理施設間の経済比較を基本としつつ、時間軸等の観点を盛り込み、10年程度を目途に汚水処理の「概成」を目指した、より弾力的な手法を検討する。
- ③長期的なスパン(20～30年程度)では、新規整備のみならず既整備地区の改築・更新や運営管理の観点を含める。
- ④整備・運営管理手法については、住民の意向等の地域のニーズを踏まえ、水環境の保全、施工性や用地確保の難易度、処理水の再利用、汚泥の利活用の可能性、災害に対する脆弱性等、地域特性も総合的に勘案した上で、各地域における優先順位を十分検討した上で選定する。

都道府県構想策定マニュアル要旨②

● 都道府県構想策定手順・マニュアルの構成

I 本編

第1章 総論

第2章 策定方針の決定・基礎調査の実施

- ・都道府県から計画見直しに関する方針の提示

第3章 検討単位区域の設定

第4章 処理区域の設定

- ・人口減少等社会情勢の変化を勘案し、集合から個別へ見直し

第5章 整備・運営管理手法の選定

第6章 整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定

- ・市町村設置を積極的に検討

第7章 汚泥処理の基本方針・計画

第8章 都道府県構想策定時の住民関与と進捗状況等の見える化

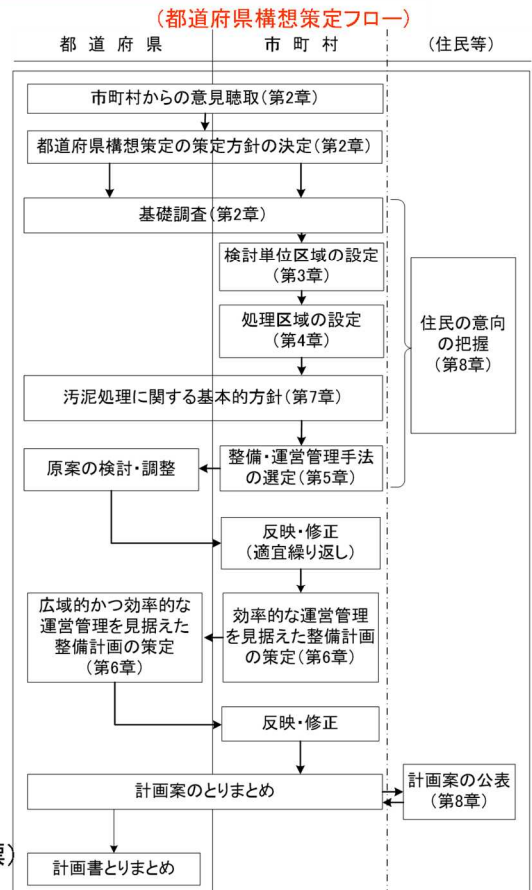
II 事例集

先進的な事例等、策定にあたって参考となる事例

- ・茨城県:「森林環境税」の一部を浄化槽の整備促進に利用
- ・静岡県富士市:GISを活用した浄化槽台帳の整備
- ・大阪府富田林市:PFI事業による官民が連携した浄化槽の整備
- ・埼玉県:平成37年までに普及率100%を目指し構想を見直し

III 資料編

マニュアルに提示した資料の根拠や目標値のベンチマーク(指標)に関する資料等(浄化槽の使用実績を「30年～50年」に)



- ・一般廃棄物処理計画のうち、「生活排水処理基本計画」及び「生活排水処理実施計画」においては、集合処理と個別処理のそれぞれの特長を生かした計画を策定することとなっている。このため、状況に応じて適宜見直すことが重要であり、それらとともに浄化槽整備計画についても策定や見直しが必要となる。＜参考資料＞H2.10.8 衛環 200 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知
- ・3省統一の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を参考に浄化槽整備区域の設定・見直しを行う。

＜参考資料＞浄化槽サイト_生活排水処理施設整備計画策定の支援ソフト

<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/manual/manual.html>

③ 市町村設置型事業の推進

都道府県構想や生活排水処理計画に基づき、汚水処理施設として浄化槽を導入する場合の整備手法としては、個人（住民）が浄化槽を設置して維持管理を行う個人設置型と、市町村が主体となって浄化槽を設置し維持管理も行う市町村設置型がある。市町村においては、住民の意向等の地域ニーズを踏まえ、水環境の保全や市町村財政等を総合的に勘案した上で、「個人設置型」と「市町村設置型」のいずれかにより浄化槽の整備を進めることとなる。

市町村設置型を推進する浄化槽市町村整備推進事業は、住民の設置時や維持管理における金銭的な負担や手間を軽減することから、浄化槽整備の普及促進が見込まれるとともに、維持管理の適正化も期待される。また、都道府県構想の見直しに基づき集合処理から浄化槽に見直された区域において、見直し前の集合処理と同等の公共サービスを提供し、かつ早期概成を進める上で、浄化槽市町村整備推進事業は極めて有効なツールであると考えている。各地方公共団体におかれては、浄化槽の普及推進及び維持管理の適正化に向けて効果的な施策である浄化槽市町村整備推進事業が市町村において積極的に実施されるよう、ご協力をよろしく願います。

＜参考資料＞浄化槽サイト_市町村浄化槽整備計画策定マニュアル

http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/preparation_plan_manual.pdf

市町村浄化槽整備計画策定マニュアルの概要

(背景)

- ・ 汚水処理普及率が低い小規模市町村における早急な浄化槽整備の必要性
- ・ 浄化槽市町村整備推進事業の実施にあたって市町村のコスト負担がある

(目的)

- ・ 市町村における浄化槽整備計画策定の重要性の周知
- ・ 市町村設置事業の負担軽減に向けたPFI等の民間活用手法の提案

※平成26年2月作成・情報共有

○浄化槽整備区域の設定

- ・ 生活排水処理基本計画と浄化槽整備計画
- ・ 浄化槽の整備手法・計画

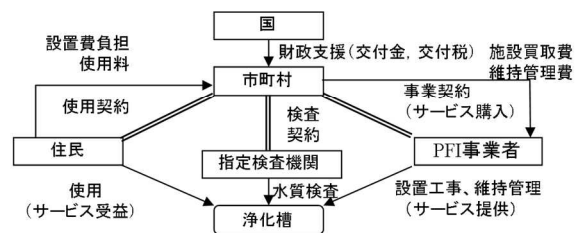
○市町村設置型による事業計画

○民間活用

- ・ 浄化槽PFI事業の導入
- ・ PFI手法以外の民間活用手法
- ・ PFI事業可能性評価ソフト
- ・ 市町村設置事業・浄化槽PFI事業のモデル検討事例

浄化槽整備のPFI事業の枠組み

《PFIによる浄化槽整備実施自治体:15市町》



- ・ PFI事業では、民間の資金調達と優れた技術やノウハウを発揮することが期待される
- ・ PFI手法の導入による事業費の削減、住民サービスの向上、市町村職員負担の抑制

(2) 浄化槽事業における民間活用について

全国的な自治体の財政難、人員やノウハウの不足を解決するため、浄化槽事業においても、先進的な自治体においてPFI事業が実施されている。環境省では浄化槽のPFI事業に関する情報・知見の整理に加え、PFI事業の更なる推進手法や新たな官民連携のあり方の検討を進め、平成26年2月に「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル」を策定し、浄化槽整備計画の重要性を周知するとともに、浄化槽市町村整備推進事業における市町村負担の軽減法としてPFI事業による民間活用の解説及び事例紹介等を行った。

各地方公共団体におかれては、浄化槽市町村整備推進事業への民間活用を検討していただくため、「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル」の周知・活用等にご協力をよろしく願います。

また、環境研究総合推進費により開発されたPFI導入判定ソフト及びその操作マニュアルをホームページ上で提供しているので活用されたい。

<参考資料> 浄化槽サイト_PFI 導入判定ソフト

<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pfi/index.html>

(3) 浄化槽の国際展開について

環境省では、国連持続可能な開発目標に掲げられた国際的な衛生問題の解決のためワークショップ等による国際ネットワークの構築、官民連携による展開も視野に入れた浄化槽技術移転と案件形成を目的とするセミナー及び現地調査、アジア太平洋地域の衛生分野の情報共有の国際拠点として発足した日本サニテーションコンソーシアムとの連携、国立環境研究所による ASEAN 諸国での浄化槽性能試験及び関連制度の確立等により、日本発の優れた技術である浄化槽等のし尿処理システムの普及に向けた一層の取組を展開している。

今年度も昨年度に引き続き、浄化槽等の分散型污水处理システムに関する国際ワークショップを開催する予定である（東京 9月）。また、昨年度より浄化槽セミナー及び現地調査を開催しており、今年度も実施し、浄化槽関連企業の海外展開を後押しすると共に、日本の優れた技術である浄化槽を更に普及させていく。

なお、昨年度までの取組で、浄化槽に関する英語資料や視覚教材を作成しており、各地方公共団体におかれては、このような資料もご活用いただき、管内での国際的な取組において浄化槽の紹介を行うなど、浄化槽等し尿処理システムの国際的な展開に向けてもご協力をよろしく願います。

<参考資料> 浄化槽サイト_Night Soil Treatment and Decentralized Wastewater Treatment Systems in Japan

https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/pamph/pdf/wts_full.pdf

4. 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換について

し尿のみを処理し、生活雑排水を処理することができない単独処理浄化槽（みなし浄化槽）については、平成 12 年の浄化槽法改正により、原則として新規に設置することが禁止され、以後の設置基数は緩やかに減少しているものの、平成 28 年度末現在においても、なお約 399 万基が残存している状況にある。

既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、合併処理浄化槽の設置の際に支障となる単独処理浄化槽の撤去費用に対する助成について、平成 23 年度から施工上の制約により撤去跡地以外での転換を図る場合にも、撤去費への助成が認められるよう要件の緩和措置を講じたところである。各都道府県におかれては、浄化槽整備の助成制度と合わせてこれらの制度を活用し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するよう、管内市町村へ事業内容の周知と積極的な指導をお願いする。

併せて、省エネタイプの浄化槽を導入し、浄化槽の普及率を増加させるとともに一定割合以上の単独処理浄化槽の転換を行う場合には、「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」として、助成率引き上げの対象となることから効果的に活用されるようお願いする。

一方で単独処理浄化槽を設置した住民にとっては、既に水洗化という利便性が確保されており、転換へのインセンティブが働きにくい。「浄化槽行政ブロック会議」で出された意見等から、単独処理浄化槽の実態把握に資する浄化槽台帳の整備や、普及啓発の徹底等の課題を把握している。自治体における実施体制づくりを始め、住民に対する継続的な周知（負担軽減措置の説明含む）や関係団体との協力関係の構築などが重要である。各地方公共団体におかれては、この点も踏まえ市町村での取組が推進されるよう、適切な指導や支援をお願いする。

○単独処理浄化槽撤去費に関する助成制度の活用

これまで、合併処理浄化槽への転換に対する助成制度の拡充を進めてきており、平成 28 年度からは、単独処理浄化槽の撤去について、施工上の制約の有無に関わらず、同一敷地内に設置する場合は助成対象としている。既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、各地方公共団体においては、市町村への事業内容の周知等、引き続き、当該制度の活用をお願いする。

（当該制度の概要）

具体的には、既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を推進するため、合併処理浄化槽の設置に伴い単独処理浄化槽の撤去が必要となる場合においては、以下の対象地域における基準額の特例を適用することにより、撤去費への助成を行うものである。

- ・対象地域：市町村が定める浄化槽整備区域
- ・基準額の特例（助成対象額）：合併処理浄化槽とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽等の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合においては、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする。

（現行の基準額に最大 9 万円を加えた額を基準額とする）

5. 浄化槽の維持管理の強化等について

(1) 法定検査の受検の徹底

浄化槽法第7条及び第11条の水質に関する検査については、浄化槽がその所期の機能が発揮されていることを公的な第三者機関が検査するものであり、その受検が浄化槽管理者に義務付けられている。年々受検率は向上しているが、平成28年度の受検率は浄化槽設置後に行う第7条検査で94.5%、毎年1回行う第11条検査で40.3%（合併処理浄化槽においては、58.9%）と特に第11条検査の受検率は未だ不十分な状況にあり、受検の徹底が課題となっている。また、都道府県別に見た時に、第11条検査の受検率8割超過が6道県あるのに対し、2割以下が9都府県あるなど、地域の取組による差が大きくなっている。

このような背景から、平成17年の浄化槽法改正において、法定検査を受検しない者に対する指導・助言、勧告及び命令といった都道府県の指導監督に係る規定や、浄化槽の廃止、法定検査の結果等を都道府県が確実に把握できる制度を設けたところである。

このような法改正の趣旨にかんがみ、未受検者に対して指導監督を適切に行うとともに、特に第11条検査の受検率の低い都道府県におかれては、指定検査機関との一層の連携を図りつつ、組織的な維持管理実施のための体制整備や、検査の在り方の改善、浄化槽台帳の精査等、受検率向上のための具体的な方策を早急に講じられるようお願いする。

(2) 効果的・効率的な法定検査体制の構築

浄化槽の信頼性向上のため、水質の保全に関して必要な対応を図ることができる法定検査方法を示すことが必要との考えから、平成17年度以降、法定検査の見直しのあり方について検討を進めているところである。

平成28年2月、効率化検査を実施している都道府県を対象にフォローアップ調査を行うとともに、全国を対象に法定検査に関するアンケート調査を行った。これらの結果も踏まえながら、平成28年1月～3月に「浄化槽の法定検査のあり方に関する検討会」を3回開催し、同年3月に法定検査のあるべき姿として、「効果的・効率的な法定検査の条件」をとりまとめた。

これらの条件を満たす法定検査制度を推進し、受検率の向上を図るため、前年度に引き続き効果的・効率的な法定検査の推進に向けた検討を行った。また、全国の指定検査機関を対象に法定検査に関する全国会議を開催することにより、検討結果から得られた受検率向上策等について情報提供したところである。

各地方公共団体におかれては、これらの条件を満たす法定検査体制の構築に向け、浄化槽管理者の手続きを容易にする取組み（ワンストップサービス等）による負担の軽減や、法定検査受検率向上に向けた施策の実施をお願いする。

(3) BOD検査の導入等

第 11 条検査への BOD 検査の導入は、処理状況を数値化するもので、設置者にとってよりわかりやすい検査結果を得られるものであり、設置者の第 11 条検査への理解を深める面でも効果的であると考えられる。また、平成 17 年の浄化槽法改正において、BOD による浄化槽からの放流水の水質基準が設けられたこと等を踏まえると、可及的速やかに BOD 検査の導入を図ることが必要と考えられる。

環境省では、法定検査の効率的な推進等を図る趣旨から、平成 7 年 6 月に検査項目、検査方法等の一部を改正して通知したところである。この趣旨に沿って、第 11 条検査に BOD を導入した場合には他の検査項目の一部を軽減できることとしている。これらの制度も活用しつつ、既に、全国 47 都道府県のうち 41 の都道府県では、BOD 検査を導入しており、BOD 検査を未だ導入していない残りの都道府県においても、BOD 検査の早急な導入、及びそのための指定検査機関の体制整備をお願いする。

(4) 台帳整備の推進

自治体において「浄化槽台帳」の整備を進め、浄化槽の設置状況や維持管理状況を把握することは、その適切な維持管理を確保するために有効である。また、東日本大震災においては、地図情報システム (GIS) を活用した浄化槽台帳が被災浄化槽の効率的な復旧に役立ったという事例もある。

このため、先進事例も参考としながら、台帳の電子化や情報管理における関係者の連携、GIS の活用など、台帳の整備及び施策への活用を促進する手法の検討を進めてきた。これらの結果について、平成 26 年 3 月に「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」として整理し、昨年 3 月に、より実態に即した内容となるよう第 2 版として改訂し、浄化槽の適正な維持管理の確保における台帳管理の重要性を周知するとともに、具体的な電子データベースの構築手順として、GIS (地理情報システム) 等の解説やモデル紹介を行った。一方で、自治体における浄化槽台帳システムの導入にあたっては、構築に係る費用及びノウハウ不足のためマニュアルだけでは導入は難しい、業務負担の増加、個人情報等の取扱い等が導入促進の妨げとなっているといった課題を踏まえ、平成 27 年度に、マニュアルに基づく浄化槽台帳システムの導入をモデル的に支援する事業として「浄化槽情報基盤整備支援事業」を実施した。この事例を「浄化槽台帳システムの整備導入に関する事例」としてとりまとめたので、各地方公共団体における台帳整備の推進において、「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第 2 版」と併せて適宜ご活用いただきたい。

<参考資料>浄化槽サイト_浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第 2 版

<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/ledger-introduction-manual.pdf>

<参考資料>浄化槽台帳システムの整備導入に関する事例

https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/ledger/pdf/h27-introduction_example.pdf

6. その他

(1) 震災を踏まえた対応について

環境省では、東日本大震災の被害調査結果を踏まえ、平成22年3月に策定した「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル」を第2版として、より実務的なマニュアルへ改定を行った（平成24年3月）。また、東日本大震災において、1週間程度で設置できる浄化槽の特長を活かし、多くの応急仮設住宅に設置されたことを踏まえ、平成26年2月に「応急仮設住宅に設置される浄化槽の施工・維持管理・有効利用における留意点」をとりまとめた。

平成27年3月に仙台で行われた第3回国連防災世界会議においては、「浄化槽における災害対策」と題するパンフレットの配布等により浄化槽の災害対応についての情報提供を行った。

各地方公共団体におかれては、「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル」等の市町村への周知等を含め、浄化槽に係る地域の災害対応力強化に取り組まれない。

<参考資料>浄化槽サイト_災害時の浄化槽被害等対策マニュアル

<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/manual/manual04.html>

<参考資料>浄化槽サイト_応急仮設住宅に設置される浄化槽の
施工・維持管理・有効利用における留意点

<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/makeshifthouse-consideration.pdf>

<参考資料>浄化槽サイト_浄化槽における災害対策

http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/pamph/pdf/dfj_full.pdf

<参考資料>浄化槽サイト_Disaster Countermeasures for Johkasou

http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/pamph/pdf/dfj-en_full.pdf

(2) 国土強靱化に関する施策について

平成26年6月3日に国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「国土強靱化基本計画」が閣議決定されたところである。本計画においては、「起きてはならない最悪の事態」の一つとして「汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止」が想定されており、これに対する「事前に備えるべき目標」として「大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る」が設定されている。

これを踏まえ、個別分散型処理システムとして災害に強く早期に復旧できる特性を持つ浄化槽の普及を促進しつつ、早期復旧に対応できる浄化槽の管理体制の構築を推進することで浄化槽システム全体での更なる強靱化及び信頼性の向上を図ることが必要である。各地方公共団体におかれても国土強靱化基本計画を踏まえ、GISを活用した効果的・効率的な管理体制の構築や市町村との連携等、浄化槽システムの強靱化に

取り組まれない。

また、平成 29 年 3 月 23 日付け国土交通省住宅局建築指導課長通知（国住指第 4338 号）において、災害避難所等の汚物処理の設備として、下水道整備区域内であっても下水道に連結しないで合併処理浄化槽を使用できることについて周知が図られた。併せて、災害時の利用を想定しつつ、通常時は公共下水道に放流することを前提に、下水道処理区域内の避難所等の建築物にあらかじめ合併処理浄化槽を設けることができることについても示された。この点について、管内の市町村にも周知いただきたい。

（３）水循環基本法について

平成26年7月に「水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること（法第一条）」を目的に水循環基本法が施行されたところ。この法律に基づく水循環に関する施策の基本となる計画として平成27年7月に策定された「水循環基本計画」の中では、生活排水処理施設として健全な水環境の保全に寄与する浄化槽に関する施策も位置付けているので、各地方公共団体におかれては、これらの施策を踏まえた取組の推進をお願いする（別添資料参照）。

（４）地域住民の環境意識の高揚

近年、国民の環境保全に対する意識が向上しているが、浄化槽の環境保全上や経済的に優れた点に関する知見等については、これまで関係者のみにとどまっており、一般の住民や NPO 等に対しては、必ずしも十分に周知できていないことから、浄化槽に関する様々な情報を発信していくことが重要である。

また、浄化槽等の汚水処理施設が設置されていない家庭等（単独処理浄化槽の家庭を含む）については、当然ながら公共用水域等への汚濁負荷が高くなることから、都道府県はもとより市町村としても網羅的にその状況を把握するとともに、浄化槽の設置等に対して積極的な働きかけを行うことも必要である。

このような、地域での取組は、環境保全活動、環境教育等の活動を行っている NPO 等との連携を強化して行われることが望ましい。

今年度においては、単独転換に積極的に取り組む市町村において、整備促進効果を高めるための取り組みを支援する「地域くらしの水環境整備促進モデル事業」を実施し、その効果検証を行う予定。また、自治体、市民、NPO 等における浄化槽の普及啓発のためのフォーラムや行政会議を引き続き実施する。

各地方公共団体におかれてもその趣旨をご理解の上、ご協力をよろしく願います。

